○光市地域自立支援協議会設置要綱

平成２０年６月３０日

告示第１０８号

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３の規定に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、光市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。

（２）　困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。

（３）　地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。

（４）　地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

（５）　障害福祉計画の進行管理に関すること。

（６）　障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

（７）　その他必要と認められること。

（組織）

第３条　協議会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる関係団体等のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　障害者関係団体の代表者

（３）　福祉従事者

（４）　行政機関

（５）　その他関係団体

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、その者の職務により委嘱された

者がその職を有しなくなったときは、後任者を補欠の委員とし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（運営）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

３　協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の意見を聴くことができる。

（部会）

第７条　専門の事項を協議するため、協議会に部会を置くことができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２０年７月１日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

附　則（平成２４年告示第８４号）

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年告示第４５号）

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年告示第１０２号）

この告示は、平成２８年７月１日から施行する。